1　無線従事者の資格及び員数

| 点　検　の　項　目 | 具体的な点検の実施方法等 |
|---|---|
| 1　選任されている無線従事者の資格及び員数 | 選任されている無線従事者の免許証によりその資格及び員数を確認する。 |
| 2　選任されている無線従事者の従事事実（ただし、電波法（以下「法」という。）第10条第２項の点検の場合を除く。） | 選任されている無線従事者が、当該無線局に従事しているかどうかについて、無線業務日誌その他の従事の事実が確認できる書類により確認する。 |
| 3　主任無線従事者を選任している場合は、監督の事実及び主任講習の受講事実 | ⑴　選任されている主任無線従事者が、施行規則第34条の５に規定する職務を実施しているかどうかについて、次の書類により確認する。<br>ア　無線設備の操作を行う者に対する訓練計画及び訓練の実施の事実が確認できる書類<br>イ　その他職務の実施の事実が確認できる書類 |
| | ⑵　選任されている主任無線従事者が、施行規則第34条の７の規定による主任無線従事者の講習を受けているかどうかについて、主任無線従事者講習修了証により確認する。 |
| 4　船舶局無線従事者証明書の所有及びその効力（施行規則第32条の10本文の義務船舶局等に限る。） | 選任されている無線従事者が所有する船舶局無線従事者証明書により確認する。 |
| 5　遭難通信責任者の配置 | 無線従事者選解任届により確認する。 |

2　法第60条の時計及び備付書類等

登録検査等事業者等規則別表第７号及び施行規則第40条に規定する条件に適合していることを確認する。

3　無線設備等

一　無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認

| 点　検　の　項　目 | 具体的な点検の実施方法等 |
|---|---|
| 1　無線局事項書関係 | |
| ⑴　免許人（予備免許を受けた者を含む。）の氏名又は名称並びに住所 | 免許状又は予備免許通知書及び申請書の添付書類等（写しを含む。）により、その記載事項を照合し、確認する。 |
| ⑵　無線設備の設置場所（常置場所） | 無線設備の設置場所（無給電中継装置の設置場所を含む。）を免許状又は予備免許通知書及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。 |
| ⑶　無線設備の設置箇所（船舶局、船舶地球局、航空機局及び航空機地球局で、条件がある場合に限る。） | 送受信装置、空中線系、電源設備及び附属装置について、無線局事項書の写しと照合し、確認する。 |
| ⑷　法第35条の措置 | ア　法第35条第１号の措置をとっている場合は、予備設備を備えていることを確認する。<br>イ　法第35条第２号の措置をとっている場合は、計器及び予備品を備え付けていること並びに入港中の点検等に従事する者が確保されていることを委託契約書等により確認する。<br>ウ　法第35条第３号の措置をとっている場合は、計器及び予備品を備え付けていることを確認する。 |
| ⑸　船舶又は航空機関係事項 | |
| ア　船舶局 | 免許状又は予備免許通知書及び無線局事項書の写し、船舶国籍証書、船舶検査証書、運航許可書等と照合し、確認する。 |
| イ　航空機局 | 免許状又は予備免許通知書及び無線局事項書の写し、航空機登録証明書、耐空証明書等と照合し、確認する。 |
| 2　工事設計書関係 | |
| ⑴　送信（受信）可能な電波の型式及び周波数 | ア　送信装置については、それぞれの装置ごとに発射可能な電波の型式及び周波数を工事設計書の写しと照合し、確認する。<br>イ　受信装置については、それぞれの装置ごとに受信可能な電波の型式及び周波数を工事設計書の写しと照合し、確認する。 |
| ⑵　送受信設備、特殊な設備及び附属装置の型式又は名称、製造番号及び型式検定番号又は技術基準適合証明番号若しくは工事設計認証番号 | ア　送受信設備、特殊な設備及び附属装置ごとに型式又は名称、製造番号及び型式検定番号又は技術基準適合証明番号若しくは工事設計認証番号を工事設計書の写しと照合し、確認する。<br>イ　周波数測定装置の備付けについては、工事設計書の写しと照合し、その有無を確認する。 |
| ⑶　空中線系 | 空中線系ごとに空中線の型式、構成、高さ、偏波面、位置、指向方向、給電線（空中線供用装置を含む。）の種類及び長さについて、工事設計書の写しと照合し、確認する。 |
| ⑷　電源設備 | 電源設備の区分（補助電源又は予備電源、非常電源、発動発電機及び蓄電池を含む。）ごとに定格電圧及び容量を工事設計書の写しと照合し、確認する。 |
| ⑸　計器、予備品及び制御器の照明（船舶局、船舶地球局、航空機局及び航空機地球局であって、備付けを要する場合に限る。） | ア　法第32条に規定する船舶局の計器及び予備品については、その種類及び個数（数量）を確認する。<br>イ　設備規則第44条の規定により備え付けた制御器の照明設備については、工事設計書の写しと照合し、確認する。 |

注１　申請書の添付書類の写しと事実が相違する場合は、相違点を明記すること。

注２　申請書の添付書類の写しの備付けを省略される無線局にあっては、それぞれの点検項目について、その事実を点検結果通知書に記載すること。

二　電気的特性

| 点　検　の　項　目 | 具体的な点検の実施方法等 |
|---|---|
| 1　周波数 | ア　原則として全ての周波数について、その値を測定する。ただし、発振方式がシンセサイザー方式の無線設備で、同一周波数帯内の周波数の指定を複数受けているものにあっては、周波数帯ごとに、最低、最高、その中間等の周波数を選定し、測定する。<br>イ　アマチュア局にあっては、無線設備を各周波数帯ごとの指定周波数に設定して測定する。 |